

学校のフッ化物洗口における保健所の役割

○杉尾重子（総務事務センター）・黒木智子・中武節子
 瀧口俊一（高鍋保健所）

要 旨

「一生自分の歯で食べられる」こと等を目的とした8020運動を達成するには、生涯を通じたむし歯予防、歯周病予防が不可欠であり、特に小児期においては、むし歯の発生そのものを予防することが極めて重要とされている。

フッ化物洗口については、その効果は世界的に認められているにも関わらず、学校現場での取り組みが進んでいない。当保健所において、幼児期から小学校・中学校まで一貫したフッ化物洗口を導入するために、地域における行政、教育等のリーダーを対象として、フッ化物洗口についての正しい知識の習得とフッ化物洗口の実践例を踏まえた研修等を実施し、フッ化物応用の普及に努めてきた結果、フッ化物洗口への取り組みに前進がみられたので、その経緯と保健所の役割について報告する。

I はじめに

国では21世紀の国民健康づくり運動、いわゆる「健康日本21」が推進されている。これを受けて宮崎県でも「健康みやざき行動計画21」を策定し、平成17年度は中間評価及び見直しを行い、歯科保健の分野では、「12歳児の1人平均むし歯数を1本に減らす」という目標を作成し、フッ化物を応用したむし歯予防の取り組みを推奨している。

当保健所管内でも、1町を除く6市町村がフッ化物洗口に取り組んでおり、保育所や幼稚園で実施されている。平成19年3月現在、41ヶ所の幼稚園・保育所で実施と、幼児期の取り組みには拡がりが見られているが、学校においては、養護学校1カ所が開始したのみで、学童期への取り組みには繋がっていない。

II 経 緯

平成13年度	「よい歯の子育成支援特別事業」開始（平成13～15年度）
平成16年度	「市町村むし歯予防事業」開始（平成16～18年度）
平成17年度	「市町村むし歯予防事業」継続（平成16～18年度）
7月20日	高鍋保健所地域歯科保健推進協議会・・・小学校へもフッ素洗口を推進していくことを決定 （西米良村においてモデル的に取り組む）
7月	福祉健康課長・教育総務課長へ協力依頼
8月	村長・歯科診療所長へ協力依頼 教育長へ協力依頼 教育委員会の会議へフッ素洗口の資料提供
10月	福祉保健課・教育総務課・歯科診療所へ「学校における学校歯科医のためのフッ化物応用ガイドブック」配布 歯科保健講習会（健康増進課主催） 「」の資料送付・・・福祉健康課、教育総務課、保育所 小学校、中学校
11月	西米良村歯科保健研究会 メンバー：保育所、小学校、中学校、教育総務課、福祉保健課、歯科診療所、保健所、県健康増進課
12～1月	福祉健康課長・教育総務課長へ推進の再度協力依頼 西米良村歯科保健研究会 メンバー：西米良村13人、健康増進課1人、高鍋保健所5人

平成18年度	「市町村むし歯予防事業」継続（平成16～18年度）		
7月12日	高鍋保健所地域歯科保健推進協議会にて小・中学校におけるフッ素洗口を推進することを確認		
8月22日	フッ化物応用トップセミナー開催（保健所主催）		
	児湯養護学校	木城町	川南町
4月中旬	歯科医師会長である学校歯科医から、学校がフッ素洗口に関心有りとの情報	11月 木城町歯科保健推進協議会にて協議	8月 町長からフッ素洗口を保育所・小学校で実施するよう指示あり。
8月	教職員への説明会(保護者の希望確認済み)	12月 小・中学校職員へのアンケート調査	1月 校長会にて説明し了解を得る。
9月	フッ素洗口開始予定	2月 検討会設置(役場・健康増進課・保健所)	2月 養教・保育所・幼稚園への説明会 反対ビラ騒動 町の実施への意志確認
10月	スポーツ振興課職員より学校へ指導が入る。 フッ素洗口開始 スポーツ振興課と健康増進課の打ち合わせ		2～3月 県歯科医師会・西都児湯歯科医師会の協力を得て町内各小学校職員及びPTAへの説明会

Ⅲ 考察及びまとめ

当保健所の地域歯科保健推進協議会では、毎年「フッ化物洗口」について健康増進課森木主査の講話を実施し、委員の間の共通認識を高めてきた。また、市町村長や教育長を対象とした、「フッ化物洗口に対するトップセミナー」を実施したこと、担当者が日頃から歯科医師会や市町村担当者、学校関係者との関係づくりを積極的に行っていたこと等が、木城町や川南町、児湯養護学校の取り組みに繋がったと考えられる。

「フッ化物洗口を成功させるには、その時の担当者の輪による」と言われているように、市町村や学校の担当者の理解とやる気にかかっているが、フッ化物応用に関しては、根拠を明らかにされない反対も一部にみられるため、担当者の抱える心理的負担もまた多大なものとなる。

反対派への対応としては、1つの市町村、1つの学校で対応するのではなく、市町村全体、管内全体の取り組みとして、トップダウンで実施していくことが大切と思われる。

保健所の役割としては、①市町村への意識付け ②市町村長・教育長等への啓発 ③関係機関との連絡調整 ④資料提供 ⑤研修会・説明会の実施 ⑥市町村歯科保健推進協議会への参加 ⑦市町村担当者等への密接な支援、があげられる。

まだ、洗口に向けた取り組みが始まったばかりで、対応すべき課題は多いが、市町村とともに一つずつ解決しながら、学校におけるフッ化物洗口が実現し、管内の子どもたちのむし歯予防に貢献できるよう推進していきたい。